

令和8年度「観光実践」学生フィールドワーク企画運営業務 提案競技仕様書

1. 目的

島根県の宿泊業をはじめとした観光産業では、人材の確保育成が大きな課題となっている。

県内大学の学生等が県内観光地や観光業の現場に赴き、フィールドワークや職場体験を行うことで、島根県の観光産業を知り、学生目線の柔軟な発想で地域や観光事業者の抱える課題等を考え、広く観光業を学ぶ機会を創出する。そのために、県内大学や県内観光事業者等と連携し、学生が観光業の現場を「知る機会」を創出し、県内観光業への就職意欲喚起を図ることを目的とする。

2. 委託業務名

「観光実践」学生フィールドワーク企画運営業務（以下「本件業務」という。）

3. 委託料上限

5, 000, 000円（消費税及び地方消費税を含む）

4. 本件業務について

（1）業務期間

契約締結日より令和9年3月31日までとする

（2）本件業務の内容と留意事項

令和9年度の「観光実践」のテーマは日本遺産「神々や鬼たちが躍動する神話の世界（江津市、浜田市、益田市）」とし、以下の①～③について提案すること。

①事前学習

- ・ フィールドワークをより充実させるための内容を提案すること
- ・ 講師選定

②フィールドワーク（夏期集中講義）

- ・ テーマにそったワーク内容を提案するとともに、生業としての観光を知ることができる内容を盛り込むこと
- ・ 現地の人や組織（観光業従事者、観光協会、市町村等）が、ワークだけでなく、成果発表の場などにおいても積極的に関わりを持てる企画を行うこと
- ・ フィールドワークおよび職場体験のフォロー（引率、危機管理）体制を整えること

③事後学習・発表会

- ・ フィールドワーク終了後の事後学習により、理解を深められる場を設けること

（3）その他

- ・ 上記の他、委託料の範囲内で実施可能な独自の企画があれば提案すること。
- ・ 学内での広報、参加募集、申込管理等の手法について提案すること。
- ・ 事後アンケート等、事業の検証手法について提案すること。
- ・ 事業趣旨を理解したうえで、適正かつ確実な業務遂行体制を構築すること。

5. 企画提案書の作成

企画提案書の提出にあたっては、以下の点に留意すること。

- ・テーマに沿った内容にすることとし、参加者数を 20 名程度で設定すること
- ・県内の観光産業への就職促進や将来を担う人材確保・育成に繋がる提案をすること。

6. 県との調整

- (1) 受託者は、受託後、具体的な個別事業の内容、スケジュール、工程等を記載した「実施計画書」を作成すること。
- (2) 受託者は、業務遂行にあたり、県と定期的な打ち合わせを行うとともに、打ち合わせ後は結果を記録にまとめ、速やかに県に提出すること。
- (3) 受託者は、適宜進捗状況を報告するほか、県から進捗状況の報告を求められた場合には速やかに対応すること。
- (4) 本業務に関する調査（就職状況調査等）等を実施することがある。県から調査を求められた場合には、対応すること。

7. 著作権等

業務により生じた著作権（著作権法第 27 条及び第 28 条の権利を含む）その他の権利は、県に帰属するものとする。

8. 秘密保持

- (1) 本業務に関し、受託者から県に提出された提案書等は、本業務における契約予定者の選定以外の目的で使用しない。
- (2) 本業務に関し、受託者が県から受領又は閲覧した資料等は、県の了解無く公表又は使用してはならない。
- (3) 受託者は、本業務で知り得た県及び事業者等の業務上の秘密を保持しなければならない。

9. 二次使用について

本業務において制作されたコンテンツ（作成したデザインデータ、受託者が撮影した写真、受託者が編集した映像等）は、下記媒体において無償で二次使用が可能とすること。

- (1) 県もしくは県が指定する者が作成・運営するウェブサイト、紙媒体、SNS 及びデジタルサイネージ等
- (2) その他、県が目的達成に効果的と認める媒体

10. 納品

制作物がある場合は、県及び県が指定する場所へ納品すること。納期は、県と協議のうえ決定すること。

11. その他

- (1) 本仕様書は、プロポーザル方式による事業者選定にあたり島根県が要求する契約内容についての水準を仕様化したものであり、実際の契約にあたっての仕様書は、選定された候補者と調整のうえ決定するため、必ずしもこの仕様書のとおりではない。
- (2) この仕様書に定めるもののほか、実施にあたり疑義を生じた場合は、県と受託者双方で協議のうえ決定する。